更生計画案議決権行使方法等

令和８年（ミ）第１号

神奈川県平塚市横内３７７４－２
更生会社　株式会社ミサワコーポレーション

１　議決権行使の方法
書面投票による行使

２　投票期間
令和８年７月２４日から令和８年８月２１日まで

３　決議の組分け
更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。

４　議決権不統一行使の通知期限
令和８年８月７日

東京地方裁判所民事第２０部

監 督 命 令

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始